

### 時事新報定價

時事新報 一年三百六十五日 一日モ休刊セズ其代價送

本埠	一月	九元	三月	二十五元	半年	四十五元	一年	九十元
外埠	一月	十元	三月	二十六元	半年	五十五元	一年	九十元
郵費在內	一月	九元	三月	二十五元	半年	四十五元	一年	九十元
郵費在內	一月	十元	三月	二十六元	半年	五十五元	一年	九十元

○本埠 郵費在內  
○外埠 郵費在內  
○郵費在內 郵費在內

### 時事新報

時事新報廣告料前金

### 歐洲國際の關係 (前號の續)

前號にも記したる如く本年二月六日ロスマルクが獨逸  
聯邦民衆院に於て演説したる其の節ハルガリヤ事件  
に關しては露國の要求を正當と認めたるの事から露  
國より公然の求めあるに當りて獨逸は外交上之より後  
に關するを辭せずと公言したるは露國に對するの追  
從自白ならんと雖も之を聞て獨逸の政治家如何なる  
感を得た可況や是れより先き四月即ち二月二日の夜  
には獨逸政府の發意の由て去る千八百七十九年(伯  
林會議の翌年)として今より足懸け十年の昔(獨逸兩  
國の間に結びたる同盟條約を突然公布したる事の次第  
を尋ねるに抑も右兩國の間に密約ありと世に隠れ  
なければ條約の精神全く自衛防禦の點に存するが但  
しは又他邦攻撃の意をも含む者か其邊然たらざる  
より物議百端已む所と知らずして特に露佛の兩國は右  
の條約を以て侵掠の害意を有するが如くに吹聴し獨逸  
二國を傷めるの口實と爲したるが故にロスマルクは此  
際條約全文を公布するは世の物議と併して併て獨逸二  
國の所爲の政略は専ら自衛防禦と主眼とし全歐の平和  
と維持するに在るの確證を示す者ならんと信じて今回  
の舉に及びしなりと云へり其條約の全文は本月七日の  
時事新報に官報より採録して之を登記したれば諸君も  
一讀せられたるとならん雖も尙ほ爰に參考の便と計  
り其要略を掲げんに

第一 同盟國の一方露國より攻撃せらるる時は同盟  
國は互に兵を以て相救援するの義務ある事  
第二 同盟國の一方露國外の一國(佛國を指すと明  
白なり)より攻撃せらるる時は他の一方之を援け可ら  
ざる勿論更に同盟の好意を以て局外中立を守る  
を要す然れども右の攻撃國が露國と連合するの場  
合に同盟國も亦互に兵を以て相援けざる可らざる  
事

第三 同盟國の兩陛下は露帝アレキサンデル陛下が  
アキヤンドローオーの會合に於て明言したる旨趣に  
基て露國の軍備は實際同盟國に對する者に非ざる可  
きを信じ且つ世の誤傳を避けんが爲めに堅く之を秘  
密に附するも雖も若し此見込組績したりと思はるる  
場合又は一露國が同盟國の一方を對する攻撃は取り  
も直さず雙方を對するの攻撃ありと看做し其旨を  
露帝に通知すべし

右の秘密條約と今日突然に公布したるは外國の獨逸  
兩國政府に於て露國其兵を兩國に聚むるを以て同盟國  
に對する出師の準備と看做し條約第三項の旨趣を斷行  
したるに意なるが如くなれども未だ實際は然る可らず  
若し又條約の公布を以て露國の出師準備に對したる

接換なりとすれば右の一舉一動も最後掛合狀の成立を  
爲す者にして和に戰に露國の返答一つにて今頃は歐洲  
に大破裂の報を聞くも然る可きに國際の關係何ん  
なく切迫するに依りて幸ひ未だ其事のあらざるは  
何の故ぞ且つ獨逸兩國同盟の後伊太利も之に加はりて  
三國互に防禦密約あるの事實は世上に殆んど知らざる  
者なし唯其條約の如何なる項目より成立つやは詳なら  
ざれども露國が近來其兵を南疆に送るの舉動より一  
同盟國の一つなる獨逸に敢て意を表すれば振舞からんに  
は三國同盟の秘密條約と公布し露國をして大に憚る所  
あらしむるの手段に出づ可き筈なるに然らずして十年  
以前の死文を披露し以て露國を威迫せんとは兒童の類  
のみハスマルク如き政治家の本意に非ざるは言はずし  
て明白ならん左れば我輩の想像を以てすればハスマ  
ルク今日の政策たる一方に獨逸を助けて其建國を失はし  
めざる傍らに露國とも交親し自ら中流の重きに立たん  
との考へたるも露國の重きを以てして此度  
秘密條約を公布したる其次第一一つには獨逸に對し決  
して疎遠ならざるの申請、二つには露國限りなく我意  
に専らば獨逸或は其交親を斷つともあらんと恐迫の意  
を兼ね寓したるに過ぐ可らず然らずんば條約公布の後  
ち四日公が民衆院に出で露國のハルガリヤに對す  
る權利を擁護し「予ハ外交上奔走の勞を辭せず」と  
明言するの必要あるを覺えざるなり又如しんば條約の  
公布を以て露國に對する最後掛合狀の類ならんとする  
も露國は之に應ずるの理由ある可らず即ち獨逸兩國  
の間には自衛防禦の約ある可けれど露國が果して其兵  
ハルガリヤに出ずる場合に右の二國より之に對して  
如何なる處置を爲す可きやは條約の文にも見えず隨  
て露國の出師準備と爲すハルガリヤの邊境を警しむ  
るの存意にして毫頭獨逸二國に關係あらざるを辨せば  
二國の何の辭を以てよれに挨拶を可きや且つ獨逸此れ  
の事ならず露國ハルガリヤを對するの權利に就てハ  
十五年以前は知らず其以後ハハスマルク、カノキ  
二人の意見互に相合はざるの事情もあれば獨逸二國の  
關係と漫々外觀を以て臆斷を可らず國際の交渉古來入  
組みたる者少なりとされども今の歐洲は内事ほ亂  
したるは我輩の未だ會て知らざる所なり (未完)

### 官報

- 新任 明治二十一年四月十二日
- 任 沖繩縣警部長 宮崎縣警部長 渡邊 隆
- 任 沖繩縣警部長 正八位勳七等 龍岡 信熊
- 任 宮崎縣警部長 正八位勳七等 龍岡 信熊
- 任 宮崎縣警部長 正八位勳七等 龍岡 信熊
- 任 宮崎縣警部長 正八位勳七等 龍岡 信熊
- 任 宮崎縣警部長 正八位勳七等 龍岡 信熊
- 任 宮崎縣警部長 正八位勳七等 龍岡 信熊

○新任 明治二十一年四月十二日

任 沖繩縣警部長 宮崎縣警部長 渡邊 隆

任 沖繩縣警部長 正八位勳七等 龍岡 信熊

任 宮崎縣警部長 正八位勳七等 龍岡 信熊

任 宮崎縣警部長 正八位勳七等 龍岡 信熊

任 宮崎縣警部長 正八位勳七等 龍岡 信熊

任 宮崎縣警部長 正八位勳七等 龍岡 信熊

任 宮崎縣警部長 正八位勳七等 龍岡 信熊

任 宮崎縣警部長 正八位勳七等 龍岡 信熊

○支那人移民制限條約 支那人移民制限條約は去る三  
月十四日華盛頓府に於て支那公使と合衆國外務卿ハ  
ヤード氏の間に急々締結せられたる由該條約は千八百  
八十五年より條約の締結を期して去る三月一日  
合衆國の上院院を通過したる移民禁止條約議案(一昨  
十二日日本紙に見ゆ)に比すれば寛に過ぐると以て合  
衆國民は云ふに及ばず國會議員中にも不滿を懐くもの  
多しと云へり今新條約は要領を譯載せんに第一支那勞  
力人は合衆國內に千兩以上の價値の貨物又は家族を獲  
し置きたる者にあらざれば尙後一切國內に入るを禁ず  
る事、但し右の資格に適合したる支那勞力人にして一  
旦合衆國を立去り再び歸國せんと欲する者は立去れば  
米國官吏に其旨を通すべし事、米國官吏は右勞力人出

立後再び米國に來  
格の事實を發見し  
る事、第二支那勞  
力のは其出立地に在るに  
那政府の保護狀を  
事、第三一旦合衆  
來すべき事若し病  
歸るべき事、此期  
とす、第四右條約  
十年間有効の者  
レカ、ハソボル  
逐せられし時受け  
護不充なる罪ヲ  
右條約に依れば今  
ざる定めなりと雖  
を得べし外務卿ハ  
止するに當り該條  
の感覺は全く支那  
ば大に之を反對す  
所なく矢張り支那  
命議員中にても中  
各議員の注意を惹  
ド氏の締結したる  
ざるなり第一該條  
と云ふにあり右の  
ども支那人の性質  
はざるべし現に  
開き好計を廻らし  
もの多しと云へり  
とあるは支那人に  
支那人は蓄財専門  
慾念を發するなる  
地方の議員の反對  
を得ざるべしと察  
氏は議員に向ひ  
項と條約中に加入  
り又太平洋海岸地  
すべしと主張し未  
らざるべしと米國  
○合衆國の風雪  
寒氣の非常にして  
死人も夥多ありし  
も降雪甚だしき事  
て屢々譯載せし所  
友の許へ達したる  
十三日の交又ハ  
府間の電信は二日  
ち同十五日迄尙  
を見るに同十二日  
してワシントン、  
地より報せし雪風  
船が破損等云ふ  
叶ひ難きが故に一  
ものは再び来るに  
のみならず他方  
はらず品切れとな  
一斑を示さるが爲